

## 社会福祉法人錦江会役員報酬規程

第1条 理事会が開催され出席した時は役員報酬を支給する。

理事会1回開催毎に1人10,000円の報酬。

その他必要経費支給とする。

第2条 監事監査が開催され出席した時も役員報酬を支給する。

監事監査1回開催毎に1人10,000円の報酬。

その他必要経費支給とする。

第3条 評議員会が開催され出席した時は役員報酬を支給する。

評議員会1回開催毎に1人5,000円の報酬。(ただし理事・評議員を兼ねる役員が理事会・評議員会が同一場所で開催され出席する場合は理事会役員報酬のみとする。)

その他必要経費支給とする。

付 則

昭和63年11月5日より施行する。

付 則

平成14年2月15日より施行する